

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、東京都サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。

評価実施機関名

東京都知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成27年3月13日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>都道府県は、住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ができるシステムとして住民基本台帳ネットワークシステムを市区町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に東京都では、「住民基本台帳法及び住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例」(以下「都条例」という。)の規定に従い、特定個人情報(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項)を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市区町村からの本人確認情報(住民基本台帳法第3条の6)に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新 及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③都知事から都のその他の執行機関への本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム 東京都サーバ
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新に関する事務 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイル(住民基本台帳法第30条の8)を最新の状態に保つため、市区町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都の執行機関への情報提供 : 都の執行機関による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示に関する事務 : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索に関する事務 : 東京都サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市区町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>

③他のシステムとの接続

情報提供ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム

宛名システム等

その他 (

庁内連携システム

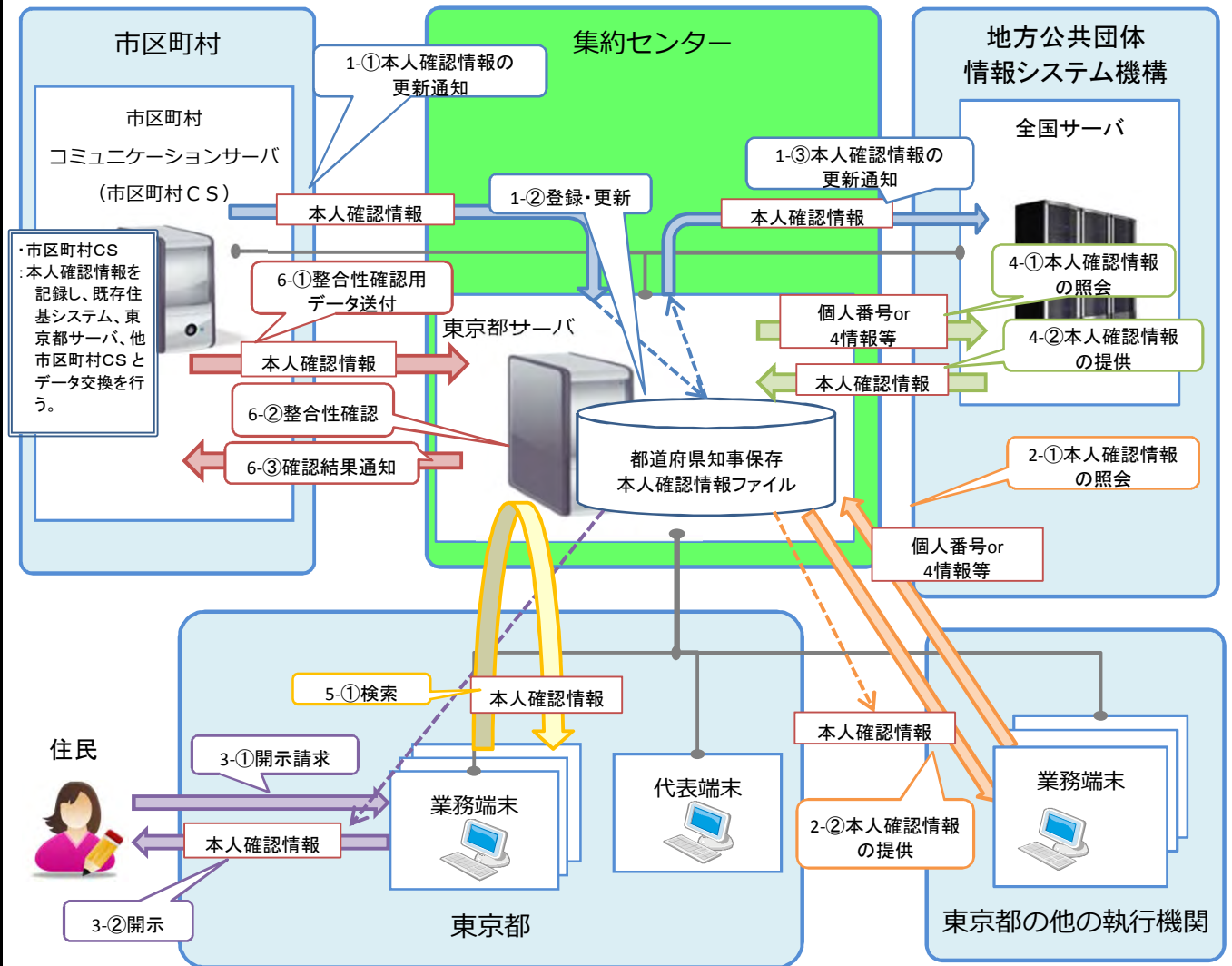
既存住民基本台帳システム

税務システム

)

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>東京都では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記の必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市区町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住民基本台帳ネットワークシステムを用いて市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、東京都内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市区町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③東京都の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市区町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類（住民票の写し等）の省略が図られ、もって国民／住民の負担軽減（各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながることが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局行政部振興企画課
②所属長	振興調整担当課長 中島敬子
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



- ・東京都サーバ：東京都内の市区町村の住民の本人確認情報を管理し、東京都内の市区町村の市区町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。
(現在(平成26年6月時点)、全国にある都道府県サーバは1拠点(集約センター)に集約されている)。
- ・全国サーバ：機構に設置される、全国民の本人確認情報を記録、保存するサーバ。
- ・代表端末：住民基本台帳ネットワークシステムのうち、東京都サーバが処理をする情報の送受信を行い、東京都サーバと業務端末とを中継するため、東京都の本庁舎に設置する電子計算機。
- ・業務端末：住民基本台帳ネットワークシステムのうち、東京都サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市区町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市区町村CSを通じて東京都サーバに通知する。
- 1-②.東京都サーバにおいて、市区町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③.機構に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 東京都の執行機関への情報提供

- 2-①.東京都の執行機関において、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.東京都知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。
※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、都道府県知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①.市区町村CSより、東京都サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.東京都サーバにおいて、市区町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.東京都サーバより、市区町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	東京都民 (東京都内のいずれかの市区町村において、住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において東京都内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月予定
⑥事務担当部署	総務局行政部振興企画課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (東京都内の市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市区町村CSを通じて入手する。)						
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。						
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市区町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市区町村から都へ、都から機構へと通知がなされることとされているため。						
⑤本人への明示	住民基本台帳法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)にて、都道府県知事が当該市区町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて規定している。						
⑥使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において東京都内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更の妥当性</td> <td style="padding: 5px;">—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—					
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">使用部署 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">総務局行政部振興企画課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">使用者数</td> <td style="padding: 5px;">[10人未満]</td> <td style="padding: 5px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	総務局行政部振興企画課		使用者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	総務局行政部振興企画課						
使用者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					

⑧使用方法 ※	<p>【Ⅰ 本人確認情報の更新(最新化)での使用】 市区町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市区町村CS→東京都サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(東京都サーバ→全国サーバ)。</p> <p>【Ⅱ 東京都の執行機関へ本人確認情報の提供(法令又は条例に基づく事務)で使用】 東京都の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(東京都の執行機関→東京都サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(東京都サーバ→東京都の執行機関)。</p> <p>【Ⅲ 東京都内の市区町村の市区町村長その他の執行機関へ本人確認情報の提供(条例に基づく事務)で使用】 東京都内の市区町村の市区町村長その他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(東京都内の市区町村の市区町村長その他の執行機関→東京都サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(東京都サーバ→東京都内の市区町村の市区町村長その他の執行機関)。</p> <p>【Ⅳ 住民からの開示請求での使用】 住民からの開示請求に基づき(住民→東京都の窓口→東京都サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(東京都サーバ→帳票出力→住民)。</p> <p>【Ⅴ 住民基本台帳法に定められた事務での照会業務での使用】 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>【Ⅵ 住民基本台帳ネットワークシステム情報の整合性確認での使用】 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市区町村から本人確認情報を受領し(市区町村CS→東京都サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
	<p>情報の突合 ※</p> <p>【上記 Ⅰ】 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>【上記 Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ】 ・東京都の執行機関等からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</p> <p>【上記 Ⅳ】 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</p> <p>【上記 Ⅵ】 ・市区町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p> <p>住民基本台帳法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づき、統計資料の作成や統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>なし</p>
⑨使用開始日	平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 1) 件	
委託事項1	東京都サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、東京都サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上	
その妥当性	委託業務の内容は、「①委託内容」のとおり特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される東京都サーバの運用及び監視業務とするため、本人確認情報を扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	東京都総務局行政部のホームページにて確認できる。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	集約センター内における東京都サーバの運用及び監視に関する業務を再委託する。 再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (4) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	東京都知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市区町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時提供。
提供先2	東京都の他の執行機関
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②提供先における用途	住民基本台帳法別表第6に掲げる、東京都の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理及び都条例に定める事務(例:東京都恩給条例による年金である給付の支給に関する事務)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	東京都の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時提供。

提供先3	東京都内の市区町村の市区町村長その他の執行機関
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の13第1項(都道府県の条例による本人確認情報の提供) 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②提供先における用途	都条例に定める事務(例:地方税法に基づく区市町村の条例による過料の処分又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	東京都内の市区町村の市区町村長その他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時提供。
提供先4	住民基本台帳法の住民
①法令上の根拠	住民基本台帳法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。

移転先1		東京都の他の部署
①法令上の根拠		住民基本台帳法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定により移転先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②移転先における用途		住民基本台帳法別表第5に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数		[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度		東京都の他部署からの検索要求があった都度、随時。
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、本人確認情報の提供のため、市区町村CSを通じて新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する必要がある。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する必要がある。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

(機構が提供する住民基本台帳ネットワークシステムのデータ項目)

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市区町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。 この場合、市区町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市区町村側の確認に委ねられるため、市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市区町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定することを、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市区町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市区町村において真正性が確認された情報を市区町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民基本台帳ネットワークシステムのシステム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市区町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市区町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 <p>※都道府県サーバ上で稼働するアプリケーション。 これにより、都内の市区町村の住民の本人確認情報を管理し、市区町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	東京都サーバは、宛名システム等とは接続しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	東京都サーバは、事務で使用するその他の庁内システムとは接続しない。
その他の措置の内容	—(他のシステム等と接続を行っていないことから当該リスクは存在しないため、「リスク対策は十分か」については、特に力を入れているとする。)
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証(左右の手の静脈)によるユーザー認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	職員の異動や退職等が発生した際に、発行及び失効について照合情報等管理簿により管理を行っている。失効管理が適切に行われていることについての確認は、年度当初に照合情報等管理簿を作成する際に行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、東京都サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システムを利用する職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・外部記録媒体の持ち出しは、「住民基本台帳ネットワークシステム 情報セキュリティ実施手順 利用者用」により禁止されている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、従業者に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じている。

【端末利用】

- ①スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示することを防止する
- ②東京都サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に設置する
- ③本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめるよう指導している
- ④大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得るよう指導している

【住民対応】

- ①本人確認情報の開示・訂正の請求により、住民が特定個人情報の正確性等を確認できる
- ②本人確認情報の提供状況の開示請求により、住民が特定個人情報の提供先等を確認できる

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	契約後、秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①委託先には、特定個人情報の更新／閲覧権限を付与していない。 ②障害対応、機器更新等で委託先が都道府県知事保存本人確認情報ファイルをデータ移管する場合は、作業報告を受けることになっている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	秘密保持のため、下記について指導している。 ①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ③その他、システムによる取扱い記録(アクセスログ)を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供は一切認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	—(特定個人情報の提供は一切認めていない。)	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先には、特定個人情報の更新／閲覧権限を付与していないため、消去は障害対応、機器更新等での機器交換(ディスク故障含む)時のみとなる。 破損や耐用年数を過ぎた媒体は、管理簿に理由を明記し保管庫に格納している。 保管状況を週次で管理簿と現物の点検を実施し、月次報告を行っている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	下記を定めた仕様書を用いて契約を行っている。 ・秘密の保持 ・目的外利用の禁止 ・複写・複製の禁止 ・持ち出しの禁止 ・情報の管理及び保管のための安全管理措置を講じる義務(入退室管理、施錠管理、契約解除時等の消去、事故報告等) ・機密情報取扱いに関する教育及び研修の実施 ・再委託に関する取扱い(再委託の許諾、委託先と同等の遵守義務、誓約書の提出等) ・実地調査及び改善の指示	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—(再委託先が、特定個人情報ファイルを取り扱えないように特定個人情報の更新／閲覧権限を付与していない。)	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行っており、特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転に係る処理を行った際、記録（日時、操作者等）をシステム上で管理し保存する。（ログの削除は行わない。）	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住民基本台帳法第30条の7（都道府県から機構へ本人確認情報の通知等） 住民基本台帳法第30条の15第1項（本人確認情報の利用） 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準 東京都住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	全国サーバと東京都サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、東京都の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、情報を暗号化し逐一出力の記録が残される仕組みを構築している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（全国サーバ）と東京都サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、情報を暗号化し格納した媒体による情報の提供・移転が必要な場合には文書による確認を実施し、法令上の根拠のない相手先へ情報の提供・移転を防止している。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	主に下記の対策を講じている。 ・ファイアウォールの導入、ログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフト(定期的なパターンファイルの更新)
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	① 平成25年2月5日(火曜日)、環境局の開催した「第2回太陽光発電屋根貸しセミナー & 個別相談会」において、セミナーから個別相談の移行に必要な会場レイアウト変更のため、職員が受付から離れた際に、受付の机上にあったセミナー参加者申込者名簿を紛失した。 ② 平成26年10月15日(水曜日)、生活文化局の東京都防災(語学)ボランティアに関する事務において、業務委託事業者が、研修の案内に関する通知をメール送信する際に、データ設定の誤りに気付かず、769名分のメールについて、本人以外の1名分の氏名が宛先に表示されてしまった。 ※ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。
	再発防止策の内容	① イベント開催時の個人情報管理について従事する職員全てに注意を徹底するとともに、受付簿等の名簿管理者を決めておくなど管理体制を強化する。 ② 東京都防災(語学)ボランティアに関する事務において、委託業務を見直し、今回のミスとなった作業を不要としたほか、業務委託事業者に対し、複数名での最終確認の徹底、個人情報の取扱いに関する指示系統の確認を指示した。 また、庁内全部局に対し、保有個人情報の安全管理の徹底を注意喚起した。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市区町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市区町村CSとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【ファイル上の個人ごとの消去】 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住民基本台帳法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 【物理的なファイル全体の消去】 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年1回、チェックシートを活用して、自己点検を実施している。点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。
②監査	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	年1回、第三者機関による監査を実施している。監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住民基本台帳ネットワークシステム関係職員に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。
3. その他のリスク対策	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東京都総務局行政部振興企画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5388-2469
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	個人情報保護対策として下記のホームページに開示方法や様式のリンク先を掲示している。 http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/07juuki04.html
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：納付書により、実費相当分(20円/1枚)の手数料を納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都総務局行政部振興企画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5388-2469
②対応方法	開示請求と同様の手順となる。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月10日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東京都公式ホームページ及び東京都第一本庁舎3階都民情報ルームにおいて全項目評価書を公開し、電子メール、郵送及びFAXにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	平成26年11月20日 から 平成26年12月19日 までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	<p>1 【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)] 「提供先」、「移転先」について、記載が不十分である。</p> <p>2 【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用] 「リスク3(従業者が事務外で使用するリスク)のリスク対策は十分か」について、「特に力を入れている」と評価しているが、「課題が残されている」と評価すべき。</p> <p>3 【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託] 「再委託先による特定個人情報ファイルの取扱いの確保」について、「特に力を入れて行っている」と評価している理由が不明。</p>
⑤評価書への反映	寄せられた意見への回答として、全ての意見について東京都としての考え方を一覧形式で取りまとめ、全項目評価書の公表時に併せて公表する。 当該一覧において、「評価書へ反映する」としたものについては、本評価書に反映を行った。

3. 第三者点検	
①実施日	平成27年1月9日～平成27年1月27日
②方法	東京都情報公開・個人情報審議会特定個人情報保護評価部会において点検を受けた。
③結果	<p>第三者点検により以下の答申を受けた。</p> <p>本評価書案を点検したところ、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。</p>
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

